

入札公告

久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業について、地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第167条の10の2第1項の規定に基づき、総合評価一般競争入札方式で実施することとしたので、同施行令167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年規則第9号）第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年5月10日

久留米市長 原口 新五

記

I 入札に付する事項

1 事業名

久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業

2 事業実施場所

久留米市上津町2199-35地内

3 事業の内容

本事業は、焼却処理施設を整備し、運営・維持管理するものである。

なお、本事業で整備する施設は、焼却処理施設、破砕処理施設、機密文書リサイクル施設である。

ア 焼却処理施設の設計・建設業務

焼却処理施設の設計・建設

イ 運営・維持管理に係る業務

焼却処理施設の運営・維持管理

破砕処理施設（可燃性粗大ごみ破砕設備）の運営・維持管理

機密文書リサイクル施設の運営・維持管理

4 事業期間

事業期間 : 本契約締結日の翌日から令和 30 年 9 月 30 日（約 24 年間）

設計・建設期間 : 本契約締結日の翌日から令和 10 年 9 月 30 日

運営・維持管理期間 : 令和 10 年 10 月 1 日から令和 30 年 9 月 30 日

5 事業方式

本事業はD B O（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

本市は本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本施設は、本市が所有する。また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金等の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び運営事業者は、本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係る本事業を一括して行うものとする。なお、運営事業者は本市内に設立するものとする。

6 予定価格

本事業の予定価格は、次の各号に掲げるとおりとする。

予定価格には、特別高圧受電設備の引込に関する工事負担金(3億5480万円(税込))を含んでいる。入札参加者は、特別高圧受電設備の引込に関する工事負担金を含めて、入札価格を作成すること。なお、当該負担金については、実費用に応じて後日精算することとする。

(1) 予定価格

予定価格	: 41,684,439,500円(消費税及び地方消費税額を含む。)
入札書比較価格	: 37,894,945,000円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

なお、予定価格及び入札書比較価格の内訳額は、次のとおりである。

ア 設計・建設業務に係る対価

予定価格	: 27,054,439,500円(消費税及び地方消費税額を含む。)
入札書比較価格	: 24,594,945,000円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

イ 運営・維持管理業務に係る対価

予定価格	: 14,630,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)
入札書比較価格	: 13,300,000,000円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

(2) 留意事項

ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に本市が事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)である。

イ 予定価格及び入札書比較価格には、特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

- ウ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合、本市は入札参加者を失格とする。
- エ 設計・建設業務に係る対価、運営・維持管理業務に係る対価について、入札価格を構成する設計・建設業務の価格、運営・維持管理業務の価格の一方又は両方が、上記(1)に示すそれぞれの入札書比較価格を超える場合、本市は入札参加者を失格とする。
- オ 業者選定基準において、定量化限度額を設定する。詳細については、事業者選定基準を参照すること。

II 入札に参加する者に必要な資格

入札説明書「第4章 入札参加者に関する条件等」のとおりとする。

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加者は、入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。また入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成事業者は、ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。なお、複数の企業からなる特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を組成することができる。建設JVとなる場合は、建設JVの代表構成員は、構成員とならなければならない。
- (3) 運営・維持管理業務において、本施設の運転・維持管理を運営事業者から受託する者は構成員とならなければならない。
- (4) 入札参加者の構成事業者の企業数は任意とするが、構成事業者は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- (5) 入札参加者は、「第4章2(2)本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」とし、その代表企業は構成員とする。また、設計・建設業務を請け負うにあたり、建設JVを組成する場合は、代表企業が建設JVの代表構成員になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- (6) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成事業者の変更は原則として認めない。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (7) 入札参加者の構成事業者は、参加表明書提出以降に入札参加者から脱退した場合を含めて、他の入札参加者の構成事業者となることは認めない。
- (8) 入札参加者の構成事業者のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並び

に同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成事業者になることはできない。

- (9) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。
- (10) 入札参加者の構成員又は協力企業に、久留米市内に主たる営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所）を有する企業を含めること。

2 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成事業者は、本事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下のア、イ及びウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(1) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- エ 久留米市競争入札参加有資格者名簿の建築一式工事又は清掃施設工事に登録がされており、参加表明書の受付締切日時点において、総合評点が900点以上であること。なお、本市の入札参加資格を有していない入札参加者は、速やかに手続を行うこと。（入札参加資格申請の期間は毎年4月1日から12月28日までのため注意すること。また、申請日の翌々月の1日に資格が認定されることに注意すること。）
- オ 地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした処理施設の施工実績（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む）を有すること。

(2) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、構成員、協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。

ウ 久留米市競争入札参加有資格者名簿の清掃施設工事に登録がされており、参加表明書の受付締切日時時点で総合評点が900点以上であること。なお、本市の入札参加資格を有していない入札参加者は、速やかに手続を行うこと。

エ 本施設は、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした処理施設であり、プラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として有すること。なお、竣工実績は、平成12年度以降に稼働を開始した施設で令和4年3月31日時点において稼働中であること。

オ ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（1炉当たり100 t /日以上、焼却処理方式はストーカ式とする。）で、3年以上の稼働実績を3件以上有すること。

(3) 本施設の運営・維持管理を行う者の要件

本施設の運転・維持管理を運営事業者から受託する者は構成員とすること。本業務を運営事業者から受託する者が複数である場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

ア 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、SPC等からDBO又はPFI方式による運営・維持管理の受託実績を有すること。

イ 地方公共団体ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（焼却処理方式はストーカ式とする。）で、1年以上の運営・維持管理の受託実績を3件以上有すること。

ウ 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設の現場総括責任者として経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後に配置できること。

エ 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

3 入札参加者の構成企業の制限

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成事業者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 久留米市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者。
- (3) 久留米市競争入札参加停止等措置要綱の規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- (8) 久留米市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者。
- ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- イ 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- (10) 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (11) 国税又は地方税を滞納している者。
- (12) 次のアからウに掲げる社会保険料の加入届出を行っていない者。（当該届出の義務がない者を除く。）
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 条）第 48 条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律 115 号）第 27 条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (13) 本市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びその者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、受託者が会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号で定める子会社である関係のもの及び受託者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項で定める関連会社の

関係であるものを指す。

(14) 本事業に関し、本市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

ア 株式会社エイト日本技術開発

イ 豊原総合法律事務所

Ⅲ 契約条項を示す場所

1 場所

久留米市環境部建設課及び久留米市ホームページに掲載

2 日時

令和5年5月10日（水）から

Ⅳ 入札及び開札の日時並びに場所

1 入札

入札参加者の代表企業は、事務局へ、入札説明書「第7章 提出書類」に示す入札提出書類を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和5年10月27日（金）から令和5年10月31日（火）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては、事務局に電話にて事前連絡をすること。

2 開札

入札書の開札は、本市において、次のとおり行う。なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に本市より通知する。

ア 日時

開札日時：令和5年12月中旬（予定）

イ 入札書の開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。

Ⅴ 入札保証金に関する事項

久留米市契約事務規則第7条第1項第3号の規定により免除する。

VI 無効入札に関する事項

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- ア 入札説明書に示す参加資格のない者のした入札
- イ 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に入札者の記名押印がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの
- ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤の入札と認めた入札
- エ 入札書の工事名、工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- オ 入札書の工事名、工事場所、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書
- カ 同一人物がした 2 通以上の入札書
- キ 参加資格審査申請書類、入札提出書類等に虚偽の記載をした者のした入札書
- ク 入札参加者が連合して入札した入札書
- ケ 本入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- コ その他入札に関する条件に違反した入札書

VII 事業者選定基準

「久留米市次期上津クリーンセンター施設整備及び運営事業 事業者選定基準」に記載のとおりとする。

IX 契約手続

- 1 市は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。
- 2 落札者は S P C を設立し、当該 S P C に市と基本契約を締結させるとともに、また自らも締結する。
- 3 基本契約の合意内容に基づき、市は、建設事業者と建設工事請負契約を、S P C と運営・維持管理業務委託契約を締結する。
- 4 契約保証金
 - (1) 建設事業者は、契約の締結と同時に、久留米市契約事務規則第 26 条の規定に従い保証を付さなければならない。ただし、久留米市契約事務規則第 27 条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (2) S P C は、各々の契約に定める各年度の委託料の 10/100 以上の保証を、当該契約期間における各事業年度の開始日までに付さなければならない。ただし、久留米市契約事務規則第 27 条の規定に該当する場合は、免除とする。

VIII その他入札に関し必要な事項

- 1 市は、特定事業契約の締結に当たっては令和 6 年 3 月（予定）の市議会において提案する予定である。
- 2 落札者らが特定事業契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札方式の総合評価

の得点の高いものから順に契約交渉を行うものとする。

- 3 契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。
- 4 その他詳細については入札説明書等に記載のとおりとする。

X 問い合わせ先

久留米市 環境部 建設課

〒830-0052

福岡県久留米市上津町 2199-35 上津クリーンセンター

電 話 0942-65-3229

E-mail seisoken@city.kurume.lg.jp